

・ **新税率とは（四輪乗用自家用の場合）**

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成27年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成28～40年度までは10,800円／年となり、平成41年度から12,900円／年となります。

・ **重課税率とは（四輪乗用自家用の場合）**

重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車両に対して適用される税率です。

※例：平成14年12月31日以前までに新規検査（新車購入）を受けた車両7,200円／年が、平成28年度から12,900円／年となります。

※初度検査・・・新車購入時、初めて標識（ナンバー）を取得するための検査。中古車を購入された場合でも、車両が初めて登録された年月は変わりませんのでご注意ください。初度検査年月の確認は、自動車検査証の記載欄をご確認ください。

◆ **グリーン化特例（軽課）について**

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新車登録された三輪及び四輪の軽自動車について、排出ガス性能と燃費性能が優れた環境負荷の少ない車両に、その性能に応じた特例措置（グリーン化特例）が導入され税額が減額されます。

・ **適用条件**

平成27年度中（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に新車登録され、下記（ア）～（オ）に該当する車両。

・ **適用期間**

上記条件を満たしている場合、**平成28年度課税分に限り**、減額されます。

税率表（軽四輪以上の乗用車、軽三輪車）

車種区分		税率（年額）		
		（ア）	（イ）	（ウ）
軽四輪以上 乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
軽三輪		1,000円	2,000円	3,000円

（ア）電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

（イ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

（ウ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

税率表（軽四輪以上の貨物用車）

車種区分		税率（年額）		
		（ア）	（イ）	（オ）
軽四輪以上 貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

（イ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

（オ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※（イ）～（イ）については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載がされています。

## ◆軽自動車税の名義変更・廃車手続きについて

軽自動車税の登録内容に変更が生じた場合は、それぞれ手続きが必要です。車両を譲渡・廃棄した場合、手続きを怠ってしまうと、変更があったことが把握できず、課税されてしまう場合があります。

- ・車の種類によって、手続き先が異なります。

車種	手続き先
原動機付自転車（125cc以下までのもの） 小型特殊自動車（農耕作業用・その他のもの）	日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
二輪の小型自動車（250cc超）	北海道運輸局 室蘭運輸支局 電話 050-5540-2004
三輪・四輪以上の軽自動車 二輪車（125cc超～250cc以下）	軽自動車検査協会 室蘭事務所 電話 050-3816-1766

### ・手続きが必要な事例

車両を譲渡・売買された場合…旧所有者が譲渡した、新所有者が取得した申告が必要です。

車両を相続される場合……………相続されたことの申告が必要です。

車両を廃棄した場合……………廃車（抹消）の申告が必要です。

日高町外に転出された場合………主たる定置場の変更手続きが必要です。

※上記の場合以外においても、登録に変更が生じた際（車検証の記載内容等）は、その都度手続きが必要です。

### ・必要な手続きを怠った場合

登録内容に変更があったことを把握できないため、納税通知書が届かない等の不具合が生じてしまいます。

特に車両を譲渡・廃棄し、手続きを代行していただく場合は、登録の変更がきちんと完了しているか確認をお願いします。廃棄（解体）の場合は、業者の方から解体証明書等の車両を引き取ってもらったことがわかる書類をもらっておくと、日付の確認等に役立ちます。

軽自動車税には、普通自動車税の月割課税制度はありません。4月2日以降に譲渡・廃棄された場合でも、1年分の軽自動車税が課税されます。年度の途中に取得した場合は、その年度は課税されず、翌年度から課税となります。

### ・原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の登録変更に必要なもの

車両を譲渡・廃棄される際は、標識・印鑑を用意して下記窓口までお越し下さい。

日高町役場税務課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所それぞれの窓口にて手続きできます。

#### ＜お問い合わせ＞

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001